

前橋市指定障害福祉サービス事業等運営要領 【新旧対照表】

改 正 案	現 行
(居宅介護等事業所の職員状況の報告) 第4条 指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者は、毎年<u>11</u>月1日現在の事業所の職員状況について、「居宅介護等事業所職員状況報告書」(別記様式第2号)により、<u>12</u>月1日までに報告しなければならない。 (日中活動系事業所の現員状況の報告) 第5条 指定生活介護事業者、指定自立訓練(機能訓練、生活訓練)事業者、指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援(A型、B型)事業者は、毎年2月、5月及び10月の各1日現在の事業所の利用状況について、<u>市長が別途指定する方法</u>により、当該月の15日までに報告しなければならない。 2 市長は、前項の利用状況を取りまとめ、<u>群馬県知事から求めがあった場合には</u>、群馬県知事に報告するものとする。 (共同生活援助事業所の現員状況の報告) 第6条 指定共同生活援助事業者は、毎月1日現在の事業所の利用状況について、<u>市長が別途指定する方法</u>により毎月10日までに報告しなければならない。 2 市長は、前項の利用状況を取りまとめ、<u>群馬県知事から求めがあった場合には</u>、群馬県知事に報告するものとする。 (施設外就労の届出等) 第7条 削除 施設外就労を行った指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援(A型、B型)事業者は、<u>市長及び支給決定をした市町村長から求めがあった</u>	(居宅介護等事業所の職員状況の報告) 第4条 指定居宅介護事業者、指定重度訪問介護事業者、指定同行援護事業者及び指定行動援護事業者は、毎年<u>5</u>月1日現在の事業所の職員状況について、「居宅介護等事業所職員状況報告書」(別記様式第2号)により、<u>6</u>月1日までに報告しなければならない。 (日中活動系事業所の現員状況の報告) 第5条 指定生活介護事業者、指定自立訓練(機能訓練、生活訓練)事業者、指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援(A型、B型)事業者は、毎年2月、5月及び10月の各1日現在の事業所の利用状況について、<u>「日中活動系事業所現員状況報告書」(別記様式第3号)</u>により、当該月の15日までに報告しなければならない。 2 市長は、前項の利用状況を取りまとめ、群馬県知事に報告するものとする。 (共同生活援助事業所の現員状況の報告) 第6条 指定共同生活援助事業者は、毎月1日現在の事業所の利用状況について、<u>「共同生活援助(グループホーム)現員状況報告書」(別記様式第4号)</u>により毎月10日までに報告しなければならない。 2 市長は、前項の利用状況を取りまとめ、群馬県知事に報告するものとする。 (施設外就労の届出等) 第7条 <u>施設外就労を行おうとする指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援(A型、B型)事業者は、「施設外就労届出書」(別記様式第5号)により事前に届け出なければならない。</u> <u>2</u> 施設外就労を行った指定就労移行支援事業者及び指定就労継続支援(A型、B型)事業者は、実施状況を市長及び支給決定をした市町村長に「施

改 正 案	現 行
<u>場合には、当該施設外就労</u>の実施状況を、市長及び支給決定をした市町村長に「施設外就労実施報告書」（別記様式第6号）により報告しなければならない。 （事故の報告） 第8条 指定障害福祉サービス基準条例第41条（第44条、44条の4、49条、第78条、第95条、95条の5、第110条、110条の4、第123条、第149条、149条の<u>5</u>、第159条、159条の4、第172条、第185条、第190条、194条、194条の12、194条の20、第201条、201条の11、201条の22及び第210条において準用する場合を含む。）並びに指定障害者支援施設基準条例第59条に規定する利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき実施するものとする。 （契約内容の報告） 第9条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設は、指定障害福祉サービス基準条例第11条（第44条、44条の4、49条、第54条、第95条、95条の5、第123条、第149条、149条の5、第159条、159条の4、第172条、第185条、第190条、194条、194条の12、194条の20及び第210条において準用する場合を含む。）、<u>第104条（第110条の4において準用する場合を含む。）及び第198条の3（第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）</u>並びに指定障害者支援施設基準条例第12条に規定する指定障害福祉サービス等の利用に係る契約をしたとき、契約内容を変更したとき又はサービスの提供が終了したときは、「契約内容報告書」（別記様式第8号）により、延滞なく報告しなければならない。 （災害被害の報告） 第10条 指定療養介護事業者、指定短期入所事業者、指定共同生活援助事	施設外就労実施報告書」（別記様式第6号）により、<u>翌月10日までに</u>報告しなければならない。 （事故の報告） 第8条 指定障害福祉サービス基準条例第41条（第44条、44条の4、49条、第78条、第95条、95条の5、第110条、110条の4、第123条、第149条、149条の<u>4</u>、第159条、159条の4、第172条、第185条、第190条、194条、194条の12、194条の20、第201条、201条の11、201条の22及び第210条において準用する場合を含む。）並びに指定障害者支援施設基準条例第59条に規定する利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合の関係機関への連絡は、「前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に基づき実施するものとする。 （契約内容の報告） 第9条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設は、指定障害福祉サービス基準条例第11条、（第44条、44条の4、49条、第54条、第95条、95条の5、<u>第104条、第110条の4</u>、第123条、第149条、149条の4、第159条、159条の4、第172条、第185条、第190条、194条、194条の12、194条の20、<u>第198条の3、第201条の11、第201条の22</u>及び第210条において準用する場合を含む。）並びに指定障害者支援施設基準条例第12条に規定する指定障害福祉サービス等の利用に係る契約をしたとき、契約内容を変更したとき又はサービスの提供が終了したときは、「契約内容報告書」（別記様式第8号）により、延滞なく報告しなければならない。 （災害被害の報告） 第10条 指定療養介護事業者、指定短期入所事業者、指定共同生活援助事

改 正 案	現 行
業者及び指定障害者支援施設は、厚生労働省通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成２９年２月２０日通知、<u>令和６年１１月６日</u>改正）に基づき、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告しなければならない。 (1) 被害報告の第一報として、<u>災害時情報共有システム又は</u>「災害被害報告（速報）」（別記様式第９号）により、速やかに報告しなければならない。 (2) 前号の報告後、<u>災害時情報共有システム又は</u>「災害被害報告（詳細）」（別記様式第１０号）により、速やかに詳細な被害状況を報告しなければならない。 (3) 市長は、前各号の報告を取りまとめ、厚生労働省に報告するものとする。 ２ 省略 （日中サービス支援型共同生活援助事業所の運営に関する報告等） 第１１条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、年に１回以上、前橋市自立支援協議会設置要綱（平成２５年４月１日施行）第１条に規定する前橋市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に対し、当該事業の実施状況等を説明及び報告し、当該協議会による評価、<u>必要な要望、助言等（以下、「評価等」という。）</u>を聴かなければならない。ただし、協議会が認めるときは、書面により評価等を行うことができるものとする。 ２ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、市長が別途定める日までに、実施状況等報告書（別記様式第１１号）<u>を</u>協議会へ提出しなければならない。 ３ 協議会は、前項の報告を受け、実施状況等報告に対する評価書（別記様式第１２号）により、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者<u>に対し評価等</u>を行うものとする。また、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該評価等を尊重し、当該事業の質の向上に努めなければならない。	業者及び指定障害者支援施設は、厚生労働省通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成２９年２月２０日通知、<u>平成３１年３月１１日</u>改正）に基づき、災害発生による被害状況について、人的被害、施設被害があった場合に限り、以下のとおり報告しなければならない。 (1) 被害報告の第一報として、「災害被害報告（速報）」（別記様式第９号）により、速やかに報告しなければならない。 (2) 前号の報告後、「災害被害報告（詳細）」（別記様式第１０号）により、速やかに詳細な被害状況を報告しなければならない。 (3) 市長は、前各号の報告を取りまとめ、厚生労働省に報告するものとする。 ２ 省略 （日中サービス支援型共同生活援助事業所の運営に関する報告等） 第１１条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、年に１回以上、前橋市自立支援協議会設置要綱（平成２５年４月１日施行）第１条に規定する前橋市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に対し、当該事業の実施状況等を説明及び報告し、当該協議会による評価<u>を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を</u>聴かなければならない。ただし、協議会が認めるときは、書面により評価等を行うことができるものとする。 ２ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、市長が別途定める日までに、実施状況等報告書（別記様式第１１号）<u>により、</u>協議会へ提出しなければならない。 ３ 協議会は、前項の報告を受け、実施状況等報告に対する評価書（別記様式第１２号）により、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者<u>に対し評価、必要な要望、助言等（以下、「評価等」という。）</u>を行うものとする。また、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該評価等を尊重

改 正 案	現 行
ない。 4 省略	し、当該事業の質の向上に努めなければならない。 4 省略